

不破消防組合障害者活躍推進計画

機関名	不破消防組合消防本部
任命権者	不破消防組合消防長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
不破消防組合における障害者雇用に関する課題	不破消防組合は、職員定数55名の機関であるが、全職員が障害者の雇用の促進等に関する法律第38条に規定する除外職員である消防吏員で構成されており、これまでに障害者に限定した募集及び採用は行っていない。今後、中途障害者となる職員が在籍することも考えられるが、これまで組織的な体制整備は特段行ってこなかった。
目標	
採用に関する目標	○障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、総務課内に障害者である職員の相談窓口を設定し周知する。 ○障害に関する理解促進・啓発のための研修に職員を参加させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○中途障害者となり、従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、労働局等に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。